

真田一族論

大槻磐石溪自筆

洋学文庫

文庫 8

A 282



93-7207 (9)



武進吐詞書曰大坂ん 家康公の 志を 宣し 一一 日

年の 前の 方は 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

之 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

信一 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高 家康公の 志を 宣し 一一 日一徳高

於出陣は皮を以て命を乞ふを以て左馬侍大守とて
 忠義に盡き外一祿の多少を乞ふるは則ち一度
 秀頼を以て捕縛を請はると討死と志しし其の
 以和議を申して領地の半を乞ふ所願の全力を
 請ふ所を乞ふと乞はれ合戦を乞はると大坂に立
 討死仕り命を乞ふと乞はれ合戦を乞はると中
 切たり

常山紀談曰或説信仍一ハ侯契ニ作信尹二ハ向
 て天下を乞ふを乞はれ賜はるは秀頼を乞は
 不義に仕るは汗の出るを肌を脱ぎ小姓を

拭はせ給て命を乞ふ御所のあはれと出を一ハ討
 打交ひ居るあり

元禄御書に昌幸徳川家に服従し奉り
 て後關東の亂に及び留まけり其に度
 小及へり是を乞ふ云はれし以て 忠義を以て實仁
 にかはしませし故小再犯の罪を宥めさせ
 其信仍を實仁に何を以て招ひしやんは
 らぬ也一ハ 臣家二ハ 其回数代の天に非ざる
 君に背く事なきの事其福せし御田家之に後世
 を捨て山中に隠れしをいひし其何んぞ故に

其曰く論する其の義道に付て云ふ
らり世の人其曰を以て其義を
其故に悲福を述べて及り

清宗按之其曰本武田家
して武田にて後始る 徳川家ニ属從せ
しと其言に所從心服に何れ勢然
子とほまの子女を小大に役せし弱
強に役せしるや世の勢なり但昌幸
一旦其配下に属して其いふれに
子に固く義と云ふ為めされし勢を以て

徳川家臣の義に其言に誘代の臣といふに
論に能く其昌幸を以て 徳川家臣
代恩顧の臣と云ふは是則臣として
君に教ける不忠身を天祥を免るる
大逆賊有り何そ其義不義の論に及んや
今昌幸の身分に其れに及ん故に 神祖
の其罪を宥 徳川家臣の徳を以て
ハ固より其言を又其世臣に何れ其言
ニ叛賊の心を以て其言を以て其言
元祖の偏徒小君臣の考を以て律を

ること歎る當日に平幣を詳くせしむ
 似たり況や其子信仍ハ高野山麓在の
 時及ニ大坂の招きニ應一而ニ大將ニ侍
 たり許をニ死を以せり忠臣は時 神紀
 従以厚祿を以テ招き給ふも固辞不受
 り固より武夫の恒情俠士の忠々然豈
 是ニ叶りざるを以て此を責むけん如
 由は孰そえ彼の福過刻々して及んば
 當をばはらむに似たり固より余も亦忍痛を
 求むに及ばず

